

岐阜県人権教育基本方針 改定について

1 改定案全体について

○全般に関わる改正点について

- ・岐阜県人権施策推進指針の第三次改定（以下「第三次改定」という。）に伴う改定である。
- ・第三次改定の「I 人権教育・人権啓発の推進、 1 人権教育」の項目に新たに「家庭教育」が加えられた。（平成26年12月22日に、岐阜県家庭教育支援条例が公布・施行されている。）この改定を反映させることとしたものである。
- ・本方針の中に、「家庭教育」についての内容を付加した。

2 個別の改正点について

○ 「学校教育及び社会教育において行われる教育活動」

→「学校、家庭及び地域社会において行われる教育活動」としたこと。

（理由）

第三次改定に合わせ、教育を行う場に「家庭」を加えたため。

○ 新たに、「家庭教育においては、保護者が第一義的責任を有することを自覚し、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さなど、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、家庭に対する情報提供や保護者の人権意識の高揚を図るために学習議会の充実等に努める。」を加えたこと。

（理由）

ア 第三次改定においては、「家庭教育においては、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、社会人権学習資料を作成し、保護者等に配布をするなど、家庭に対する情報提供や、保護者の人権意識の高揚を図るために、学習機会の充実等に努めます。」としている。この内容に合わせ、家庭教育において、県として行うべきことについて示したため。

イ 岐阜県家庭教育支援条例において、基本理念として「家庭教育の支援は、子どもの教育については保護者が第一義的責任を有するものである」と示していることを反映させたため。

変更部分

岐阜県人権教育基本方針

平成三十年三月二十九日

教 育 長 決 定

人権問題は、侵すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。

人権問題は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利（人権）を侵害する問題であり、全ての人間が生まれながらに自由であり、いかが、尊厳と権利について平等であるという人類普遍の原理に関する国際的・国民的な問題である。

人権教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことによって、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることにある。

人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校、家庭及び地域社会において行われる教育活動である。

学校教育においては、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的な精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努める。

家庭教育においては、保護者が第一義的責任を有することを自覚し、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さなど、人権尊重の意識をはぐくむことなどが大切であることから、家庭に対する情報提供や保護者の人権意識の高揚を図るための学習機会の充実等に努める。

社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

本県の人権教育は、前述の精神に則り県民的課題として推進しなければならない。

これまでの同和教育及び人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、全ての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高め、人権という普遍的文化を築くことが必要である。

したがって、人権教育は、あらゆる場において考慮すべき県民的課題であり、教育の中立性を確保しつつ、個人の尊厳を重んじ民主的・合理的精神を尊重する教育・啓発を積極的に進めなければならない。

この人権教育の推進に当たっては、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的、継続的に取り組むことが肝要である。